

## 定款細則 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人 昭代会

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 昭代会（以下「昭代会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉その他関係法令の定めるところにより、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者で理事会で常勤者と決議した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。報酬等及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (6) 出張旅費とは、法人の業務のため出張する場合に支払われる費用をいう。報酬等及び費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬)

第3条 昭代会は、定款の定めるところにより、役員等に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 昭代会の役員等の報酬額は、各年度の法人総収入の1.6%を超えない範囲で支給するものとし、各々の役員の報酬月額は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

### (報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

2 非常勤役員等は都度現金にて支給する。

(費用)

第6条 昭和会は、役員等が理事長の命を受けてその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 昭和会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。